ため池の総合的な防災・減災対策の推進を求める意見書

ため池は、農業用水の確保だけでなく、生物の生息・生育の場所の保全、地域の憩いの場の提供など多面的な機能を有しており、降雨時には雨水を一時的にためる洪水調整や土砂流出の防止などの役割もある。

平成30年7月豪雨では、河川の氾濫とともにため池の決壊が水害の要因となり、改めて、ため池の防災対策の重要性と緊急性が認識されたところである。

本県は全国一のため池数を有しているが、現在その多くは老朽化や耐震不足となっており、改修が必要なため池は約1,100箇所と膨大である。本県においては、「ため池整備5箇年計画」(平成27年度~31年度)に基づき、直ちに改修が必要なため池380箇所の整備を推進しているが、計画的な事業実施のためには、安定的な予算確保が課題となっている。

近年、集中豪雨が頻発する傾向にあり、また、今後30年以内に約70%の確率で発生すると言われている南海トラフ巨大地震による二次災害を予防するためにも、ため池の総合的な防災・減災対策の一層の推進を図る必要がある。

よって、国におかれては、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 ため池による災害を未然に防止するため、改修に必要な事業予算を確保するとともに、農村地域防災減災事業(調査計画事業)について、平成30年度までとされている定額助成事業を継続すること。
- 2 整備に着手するまでの間の要改修ため池等の適正な管理に要する経費及び 地域や県域単位で取り組むため池保全活動など、ため池緊急防災体制整備促 進事業を拡充すること。
- 3 ため池整備を進捗させる上では県営事業と市町営事業をバランスよく実施 することが重要であり、市町営事業を県営事業と同様に公共事業等債の適用 事業とするなど、事業実施に係る地方財政措置を充実させること。

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 総務大臣 財務大臣 農林水産大臣 国土交通大臣 内閣府特命担当大臣(防災)

地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・ 拡充を求める意見書

地方消費者行政の充実・強化については、平成21年度以降、地方消費者行政 活性化基金や地方消費者行政推進交付金等、国の財源を活用し、本県において も平成22年に全国で初めて県内全市町に消費生活センターを設置したほか、地 域社会における消費者問題解決力の強化に取り組むなど、前進が図られてきた。

高齢化の進行、インターネット社会の進展など、消費者を取り巻く環境は変化しており、高齢者の悪質商法・詐欺的商法による被害や若者のSNSでのトラブル等、消費者被害は後を絶たず、消費生活相談件数は高止まりで推移している。民法改正による成年年齢の引き下げに向けた若年者への消費者教育の強化、消費者被害に遭いやすい高齢者・障害者や周囲への支援など、地方自治体が取り組むべき課題は依然、山積している状態である。

しかしながら、平成30年度より、地方消費者行政に対する国の財政措置の見直しが行われ、これまでの地方消費者行政推進交付金は、新たに創設された地方消費者行政強化交付金の推進事業として再編され、大幅に縮小された。新たに設けられた強化事業は、使途や活用年限に制約がある上、補助率も2分の1となっている。

国による交付金措置が後退すれば、昨今の厳しい財政事情により、各地方自治体の努力だけでは、これまで充実・強化してきた消費生活相談体制や安全安心な消費生活の実現に向けた施策を維持することは困難であり、消費者行政は後退を余儀なくされる状況にある。また、消費者庁には地方支分部局がないことから、地方消費者行政が後退すれば、消費者被害情報の収集・分析や法執行、消費者被害防止の広報啓発等、国の消費者行政も進まなくなることが懸念される。

よって、国におかれては、地方消費者行政の充実・強化を図るため、下記の 措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 平成30年度当初予算における交付金の減額が、地方自治体に及ぼす影響を 具体的に把握するとともに、平成30年度当初予算で確保できなかった交付金 額については、補正予算で手当てすること。
- 2 平成 31 年度以降、地方消費者行政に係る交付金を、少なくとも平成 29 年 度並みの水準で確保すること。

3 消費生活相談情報の登録事務、重大事故情報の通知事務、悪質業者に対する行政処分といった国全体の消費者行政に資する取組については、地方自治体に対する恒久的な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年月日

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 総務大臣 財務大臣 経済産業大臣 内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全)

児童虐待防止対策の更なる強化を求める意見書

今般、東京都目黒区で両親から虐待を受け女児が死亡するという痛ましい事件が発生した。このような虐待事案は、近年、急増しており、平成28年度全国の児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数は12万件を超え、5年前と比べると倍増している。

こうした事態を重く受け止め、政府は平成28、29年と連続して児童福祉法等を改正し、児童虐待防止対策を強化してきた。しかし、今回の事案は、児童相談所が関与していたにもかかわらず、虐待から救うことができなかった。

虐待から子供の命を守るためには、子供の異変に早期に気付き、虐待の芽を摘むことが何よりも重要であり、そのためには児童相談所のみならず関係機関や民間団体等が協働し、虐待の防止に取り組むことが必要である。

そこで、国におかれては、こうした痛ましい事件が二度と繰り返されないためにも、児童虐待防止対策の更なる強化に向け、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 平成28年度に政府が策定した「児童相談所強化プラン」を拡充し、市町村における児童虐待防止体制の強化や中核市・特別区への児童相談所の設置も加えた児童虐待防止体制を強化するプランを新たに策定するとともに、地方交付税措置を含めた必要な財源を速やかに講ずること。
- 2 子供の問題を児童相談所に一極集中させている現状を改めること。具体的には、児童相談所と市町村との間で適切な役割分担や連携強化を図るとともに、施設やNPO等民間機関・団体や他の行政機関等との連携を強化すること。
- 3 児童相談所間および児童相談所と市町村の情報共有については、仮に転居があったとしても、危機感や支援状況が確実かつ迅速に引き継げるよう、引き継ぎの全国共通ルールを定めるとともに、全国からアクセスできるシステムを整備すること。また、児童相談所と警察との情報共有については、必要な情報がタイムリーかつ確実に共有できるようにするとともに、適切かつ効果的に情報共有できるシステムを新たに構築すること。
- 4 全国共通ダイヤル「189」を児童虐待通告に限定し、児童相談所の相談できる窓口につながるまでの間にいまだ半数以上の電話が切れている実態を速やかに検証・分析し、児童相談所の体制の拡充や通告の無料化の検討を含

め、運用の改善に努めること。

5 保育所や幼稚園・学校と情報共有を図ること。いじめ防止対策と同様、小中学校の校務分掌に虐待対応を位置付け、SSW(スクールソーシャルワーカー)を中心とした学校における虐待対応体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年月日

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣

災害医療体制の充実を求める意見書

本年は豪雨や台風、地震などの災害に加えて、今後30年以内に70%以上の確率で発生するとされる南海トラフ巨大地震など国難と言えるレベルの災害に備えつつ、医療体制の維持を図っていかなければならない。

しかし、医療機関における災害時の電気、水等のライフラインを確保するために必要な設備等の能力拡充については、整備費用が膨大である。また、大阪府北部を震源とする地震では、老朽化した医療施設での施設の破損等により、医療提供に支障があったという報告もある。

よって、国におかれては、災害医療体制の充実を図るため、下記事項に取り 組まれるよう強く要望する。

記

- 1 災害拠点病院施設整備事業における災害時のライフライン確保のための設備の整備費用の補助基準額及び補助率の引き上げを行うこと。
- 2 早期の耐震化を推進するために、医療提供体制施設整備交付金事業における国庫補助金の対象医療施設の補助要件の緩和、補助率及び補助上限額の拡充を行うことや、補助基準額での交付に必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年月日

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 総務大臣 財務大臣 厚生労働大臣 内閣府特命担当大臣(防災)

歯科保健医療の一層の充実を求める意見書

少子高齢化が進む中で、本県でも平成30年3月に兵庫県地域創生戦略を改定 し、健康長寿社会づくりを目標の一つに加え、健康寿命の延伸に取り組んでい る。

歯や口腔の機能が全身の健康、介護・療養上の改善に大きな役割を果たすことが厚生労働省の厚生労働科学研究等で実証されている。また、医療費の節減にも効果があることが分かっており、定期的な歯科健診を受けている者では、受けていない者に比べて、また、歯の本数が多い人は少ない人に比べて医療費が安いことも知られている。

本県でも、全身の健康状態に影響し、生活の質と向上を図る上で重要である 歯と口腔の健康づくりについて、「口腔保健支援センター」を中心に取り組んで いる。

しかし、成人の 80%前後が歯周病を患っているにもかかわらず、定期的に健診を行わず、知らず知らずのうちに歯周病が進行しているケースが多く、また、歯周病が及ぼす全身のリスクは歯周病でない人に比べて、高いと言われており、口腔内の健康維持が全身の健康状態と密接な関連を持つことは周知の事実となっている。定期的な歯科健診を行うことで、健康寿命を延ばし、医療費を抑制することが可能となることから、一層の活動支援体制の充実が求められている。

一方、歯科では過去 30 年にわたり新しい治療法が保険に適用されていない。 例えば、金属床の入れ歯、セラミックを用いたメタルボンド、レーザー治療な どは一般的な治療方法にも関わらず、保険適用されていない。

よって、国におかれては、国民全員が歯科健診を受けるように啓発活動に取り組むとともに、安全に普及している歯科医療技術・材料に対する保険適用の拡大など、国民がより良い歯科医療を受けられるための措置を推進されるよう強く要望する。

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 総務大臣 財務大臣 厚生労働大臣

災害救助法の拡充を求める意見書

災害救助法は、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力のもとに、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的に、昭和22年10月18日に制定された。

災害救助法による救助は、法定受託事務として都道府県知事が行い、市町村長がこれを補助するとして、避難所、応急仮設住宅の設置・住宅の応急修理、食品・飲料水・被服・寝具等・学用品の給与、医療、助産、被災者救出、埋葬、死体の捜索及び処理、住居またはその周辺の土石等の障害物の除去が定められ、内閣総理大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行うこととなっている。

しかしながら災害救助法による救助は、災害により例えば、人口 30 万人以上で全壊 150 世帯と、市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合に、行うとの適用基準があり、平成 30 年 7 月豪雨災害では、全国で 11 府県 67市 39町4村、兵庫県内では、宍粟市など 9市6町が適用を受けたものの、10世帯が全壊となった神戸市などは、適用されていない。土石等の障害物除去についても、民有地での土砂撤去は、住宅等の日常生活に欠くことのできない場所に限られており、全てがその対象になっておらず、個人の資力では、到底除去は、困難である。

また、被災者住宅の応急修理、生活必需品や応急仮設住宅の供与等に欠くことのできない家屋被害認定調査や罹災証明書の発行業務に要する経費についても自治体の負担となっており、その改善が求められる。

よって、国におかれては、下記のとおり、災害救助法に基づく応急救助について被災者の生活再建に結びつくよう見直すことを強く要望する。

記

- 1 災害救助法の適用要件を、現場の実態に応じ、同じ被害を受けた全ての被 災地域が等しく支援を受けられるよう、制度の見直しを行うこと。
- 2 災害救助法における「障害物の除去」について、土砂災害の場合、対象を 「私道」「一部損壊」まで拡充し、費用の限度を引き上げること。
- 3 家屋被害認定調査や罹災証明書の発行業務に要する経費を災害救助費の対象とし、災害救助法に基づく国庫負担を最大で全額とすること。

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 総務大臣 財務大臣 内閣府特命担当大臣(防災)

待機児童解消のために保育施設増、保育士処遇改善を求める意見書

2018年4月1日時点の待機児童数は、明石市571人、西宮市413人、神戸市332人とそれぞれ増加し、県全体でも、前年比416人増の1,988人となり、兵庫県は、増加数が最も多い都道府県となっている。

全国では、依然約2万人の待機児童が残され、特定の保育所のみを希望しているなどで待機児童に数えない児童数は7万人弱と昨年から1,325人の減少となっている。

少子化の中でも保育所などを利用する子供の数は年々増え続け、更に、2019年10月からは3歳以上の保育料が無償化され、ますます保育所に通わせることを望む保護者が増えることが予想される。

待機児童を解決するためには、保育施設の増設が課題となっている。同時に、 保育所増設の鍵を握る保育士不足は深刻であることから、処遇改善を抜本的に 図ることが急務である。

よって、国におかれては、安心して子供を預けられる保育環境の充実のため に、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 地域の事情に合わせて、待機児童解消に向け、保育所整備を中心とした予 算措置を行うこと。
- 2 保育士の処遇改善のために必要な予算措置を行うこと。
- 3 保育士の給与水準の向上につながるよう公定価格の引き上げを行うこと。

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 内閣府特命担当大臣(少子化対策)

防災・減災に資するインフラ整備促進のための財源確保等 具体的な対策を求める意見書

近年、豪雨や地震による大規模災害が頻発している。本年だけでも、6月の大阪府北部地震、7月豪雨、8月の台風第20号、9月の台風第21号、さらには北海道胆振東部地震が大きな被害を引き起こした。海水温上昇によるスーパー台風発生の可能性が高まるとともに、南海トラフ地震の発生確率が70~80%に引き上げられるなど、大規模災害はいつ起きてもおかしくない状況にあり、防災・減災に対する取組を最大限加速させる必要がある。

本年6月に土木学会が発表した「「国難」をもたらす巨大災害対策についての技術検討報告書」では、事前に公共インフラ対策を行うことにより、経済被害が3分の1から6割程度軽減できることが示された。また、7月豪雨では、本県において取り組んできた河川整備や砂防堰堤などの防災対策の効果が発揮された。

このことからも、災害被害の軽減、災害後の経済活動の迅速な復旧につながるインフラの整備、老朽化対策、適正な維持管理を更に推進していく必要がある。

よって、国におかれては、防災・減災対策をより一層強力に進めるため、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 発生確率が高まる南海トラフ地震や日本海側の津波に備えた「事前防災」の 観点から、対策に必要となる予算措置を講ずること。
- 2 平成30年7月豪雨、台風第21号など、激甚化・多発化する災害を踏まえ、 防災事業を計画的に実施していくため、治水対策、高潮対策、土砂災害対策、 道路防災対策等に必要な予算措置を講ずること。
- 3 災害時の機能保全、安全性確保の観点からも、社会基盤施設の老朽化対策や 適正な維持管理に必要な予算措置を講ずること。
- 4 「国難」をもたらす巨大災害に備え、発災後の救援支援活動への支障や社会 経済活動の機能不全などを回避するために必要となる交通・運輸基盤の整備を 促進すること。

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

農林水産大臣

国土交通大臣

内閣府特命担当大臣 (防災)

兵庫県議会議長 松本隆弘

- 様